トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗浄剤	0.1W／W％以下であること。
トリス（１―アジリジニル）ホスフインオキシド	繊維製品のうち、寝衣､寝具､カーテン及び床敷物	検出されないこと。
トリス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフエイト	繊維製品のうち、寝衣､寝具､カーテン及び床敷物	検出されないこと。
トリフエニル錫化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け､下着､衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワツクス くつ墨及びくつクリーム	試料１ｇあたり錫として1.0μg以下であること。
トリブチル錫化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け､下着､衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワツクス くつ墨及びくつクリーム	試料１ｇあたり錫として1.0μg以下であること。
ビス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフエイト化合物	繊維製品のうち、寝衣､寝具､カーテン及び床敷物	検出されないこと。
ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	試料１ｇあたり30μg以下であること。
ベンゾ［ａ］アントラセン	⑴クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	試料１ｇあたり10μg以下であること。
	⑵クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	試料１ｇあたり３μg以下であること。
ベンゾ［ａ］ピレン	⑴クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	試料１ｇあたり10μg以下であること。
	⑵クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	試料１ｇあたり３μg以下であること。
ホルムアルデヒド	⑴繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け､下着､寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のもの	別に試験法で定める吸光度差が0.05以下又は試料１ｇあたり16μg以下であること。
	⑵繊維製品のうち、下着､寝衣､手袋及びくつした（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤	試料１ｇあたり75μg以下であること。
メタノール	家庭用エアゾール製品	５W／W％以下であること。
有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け､下着､衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした	試料１ｇあたり水銀として１μg以下であること。